

議案第 九号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の
規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 年報 酬

階級	年報 酬	階級	年報 酬
団 長	三五、〇〇〇円	分団長	六、〇〇〇円
副 団 長	一二、〇〇〇円	副分団長	五、五〇〇円
地区 団 長	一二、〇〇〇円	班 長	三、〇〇〇円
地区副団長	一〇、〇〇〇円	副班長	四、三〇〇円
地区本部長	九、〇〇〇円	団 員	四、〇〇〇円

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。